



新座市告示第 8 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和8年 / 月 8 日

新座市長 並 木 傑



生産緑地 地区番号	位置	区域 (区域番号)	特定生産緑地 の面積	指定解除日
第110号	新座市畑中二丁目地内	110	約0.17ha	令和8年1月6日

区域の表示は、別紙指定図のとおり

特定生産緑地(新座市) 指定図 第110号生産緑地地区

図面番号 : 110

